

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1033号

児童手当「現況届」について

継続して6月以降の児童手当額を決定するには現況届が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当額を算定するための要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がなされた場合は、6月以降の手当が決定される場合があります。

詳しくは「現況届」の用紙を送付してください。

【現況届が必要な書類】

○請求者が被用者(会社員など)の場合

・健康保険被保険者証の写し等

○令和2年1月1日に住民票が

他市区町村にあった方

・前任所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書(令和元年分)

※この他にも必要書類として提出いただいた書類があります。

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-21113

地域医療健診について

新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の発令により、5月18日から6月1日までの地域医療健診の実施を延期しておりましたが、左記の日程で実施します。

なお、今後とも、感染拡大状況によっては、延期になる可能性があります。

【変更となる地域医療健診】

| | | |
|----------|-----------|--------|
| 中止日 | 実施日 | 案内地区 |
| 5月18日(月) | 10月5日(月) | 五区・北山西 |
| 5月25日(月) | 10月12日(月) | 三区 |
| 6月1日(月) | 10月19日(月) | 三区 |

※都合の悪い方は、日程変更も可能です。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000

地域医療健診結果報告書の中止について

新型コロナウイルス感染症対策として「3密」(密閉・密集・密接)を避けるため、今年度の結果報告会は中止します。結果については、健診受診後に郵送させていただきます。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、健診結果等について、不明な点等があれば、保健センターまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000

福祉医療費受給者証(43)の

更新申請について

「福祉医療費助成制度」は、ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

現在お持ちの「福祉医療費受給者証(43)」の有効期限は、6月30日となっています。

7月1日以降、診療の際、医療機関に提出する必要がありますので、6月30日(火)までに更新申請をしてください。

○助成対象者は、所得税非課税世帯で母子・父子家庭の親子、父母のいない児童、準母子・準父子家庭(祖父または祖母と孫、兄または姉と弟妹等)となります。

○助成内容は、保険診療による医療費(入院、通院、歯科)の自己負担額と入院時の食事療養費になります。

【申請に必要な書類】

・福祉医療費受給資格認定申請書

・健康保険証

・令和元年分の源泉徴収票の写し、または確定申告書の控え

※なお、福祉医療費の助成を受けている方には、役場から申請書を送付します。詳しくは左記の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-21113

